

会津若松市中小企業未来資金保証融資制度のご案内 (令和8年4月1日～融資適用分)

この制度は、中小企業の方々が事業資金を必要とする際、借り入れができる制度です。
 「セーフティネット保証制度」および「東日本大震災復興緊急保証制度」を利用される場合には、より低い金利で借り入れができます。
 また、福島県信用保証協会に支払う信用保証料の補助も実施しており、資金調達における負担軽減を図ることができます。

ご利用できる方	次の要件をすべて満たしている方が対象となります。 ・ 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者の方 ・ 市内で同一事業を1年以上継続して営んでいる方 ・ 市税を完納している方 ・ 県信用保証協会の信用保証を受けられる方 ※「セーフティネット保証制度」および「東日本大震災復興緊急保証制度」を利用する場合は、会津若松市長の認定を受ける必要があります。																														
資金使途	運転資金、設備資金																														
融資限度額	2,000万円以内																														
償還期間	設備資金：10年以内 運転資金：10年以内 (いずれも必要に応じて、3年以内の据置が可能)																														
融資利率	貸付期間 5年以内 : 年2.2%以内 (※年1.7%以内) 貸付期間 5年超7年以内 : 年2.3%以内 (※年1.8%以内) 貸付期間 7年超10年以内 : 年2.4%以内 (※年1.9%以内) ※「セーフティネット保証制度」・「東日本大震災復興緊急保証制度」利用時の金利																														
償還方法	分割償還																														
担保・保証人	必要に応じ連帯保証人、担保を徴する。																														
信用保証料	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="10">■通常 (%)</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>基本保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </table> <p>■セーフティネット保証利用 年0.80%または年0.75% (認定内容による) ■東日本大震災復興緊急保証利用 年0.70% *いずれも県信用保証協会の定めにより割引料率が適用される場合があります。 ※ 融資後6ヶ月以内に補助金交付申請を行うと、信用保証料が補助されます。</p>	■通常 (%)										区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
■通常 (%)																															
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																						
借入申込先	市内の金融機関 (株式会社みずほ銀行、会津よつば農業協同組合、東北労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行を除く)																														
申込期間	随時																														

＜手続き＞

- 未来資金の利用
 …市内の金融機関に必要書類を提出してください。(必要書類については金融機関にご相談ください。)
- 信用保証料補助金の申請 (未来資金のご利用後)
 …市に対し、下記の書類を提出してください。(申請書類は、市役所商工課又は金融機関にあります。)
 ◇会津若松市中小企業未来資金信用保証料補助金交付申請書
 ◇会津若松市中小企業未来資金信用保証料補助金交付請求書
 ◇借入申込書 (写し) または契約証書 (写し)
 ◇信用保証決定のお知らせ (お客様用) (写し)
 (信用保証料の金額・計算式・保証日が分かる書類の写し)
 ◇口座振替登録 (変更) 申請書

＜お問い合わせ＞

観光商工部 商工課 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL39-1252 FAX39-1433